

2019年1月28日(月)

## 小坂井FC クラブ費納入・返還規定

---



夢に向かって！Goalに向かって！

小坂井 Football Club

担当：孫 勇一

<http://www.kozakai-fc.jp/>

---

Winning is not Everything

### ■小坂井FCクラブ費納入規定

小坂井FC入団にともなうクラブ費の納入を下記の通りとする。

#### ▼ J4～6：36,000円（クラブ費）

- ・中途入団の場合は、 $3,000 \times \text{月数} + 3,000$ 円

#### ▼ J1～3：24,000円（クラブ費）

- ・中途入団の場合は、 $2,000 \times \text{月数} + 2,000$ 円

#### ▼ Kids：18,000円（クラブ費）

- ・中途入団の場合は、 $1,500 \times \text{月数} + 1,000$ 円

### ■小坂井FCクラブ費納入減額規定

小坂井FC入団にともなうクラブ費の減額を下記の通りとする。

①兄弟姉妹で小坂井FCに参加している場合は弟・妹分が半額。

②母子・父子家庭の場合は、兄弟の人数に関わらず半額。（兄弟規定は適用せず）

## ■小坂井FCクラブ費返還規定

小坂井FC退団にともなうクラブ費の返還を下記の通りとする。

### ▼ J4～6 : 36,000円 (クラブ費)

- ・ 半期ごとの納入の為、返還規定なし

### ▼ J1～3 : 24,000円 (クラブ費)

- ・ 9月末までに退団の場合→12,000円の返還
- ・ 10月以降に退団の場合→返還なし

### ▼ Kids : 18,000円 (クラブ費)

- ・ 9月末までに退団の場合→9,000円の返還
- ・ 10月以降に退団の場合→返還なし

※退団する場合は小坂井FC所定の退団届けを提出してください。

※クラブ費返還は、10月末の返還となります。(一括清算のため)

※兄弟での参加において、減額措置を講じている場合、減額対象者(弟)が退団の場合は実納入額に対して上記規定を適用。兄が9月までに退団の場合は上記規定を適用後、減額対象者(弟)の差分を納入してもらう。

※大きなケガ・引越しなどの不可抗力で退団をせざるを得ない場合、理事会において上記規定を適用せず、月割りおよび必要経費を除いた額を返還できるものとする。

## ■ Jr. 後援会費納入・返還規定

小坂井FC Jr.後援会入会・退会にともなう後援会費の返還を下記の通りとする。

▼入団時期を問わず、後援会費3,000円（J4～J6）/世帯、2,000円（J1～J3）/世帯、1,000円（Kids）/世帯を納入することとする。

兄弟がいる場合は、上の学年を適用する。

▼ 後援会費の費用は退団した場合も返還をしない。

※本規定は小坂井FC理事会によって適宜追加および修正があるものである。

※2005年4月1日より本規定を適用する。

※2006年3月 減額規定を追加

※2011年2月 J4のクラブ費を訂正

※2011年2月 Jr.Youthを削除

※2013年2月 後援会費額を修正

※2015年12月 Kidsの項目を追加

※2018年1月 J4～6のクラブ費を訂正

※2019年1月 J1～3のクラブ費を訂正

小坂井Football Club 理事会